

会員各位

公益社団法人 福島県トラック協会
会長 佐藤 信成

令和3年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」の実施について

平素は、当協会の運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、国土交通省から下記のとおり自動車点検整備推進運動実施に伴う協力依頼がありました。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、別紙「自主点検結果表」により提出方よろしくお願い致します。

記

1.目的

トラック輸送は、今や国民の生活や経済に不可欠な存在である。一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がる事が多く、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、車輪脱落事故や不具合等による事故防止をはじめ、環境面においても排出ガスによる大気汚染や地球温暖化問題への対応が求められている。

さらに、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているが、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、また、平成30年10月1日には車両総重量8トン以上のトラックのスペアタイヤ等が新たに3ヶ月毎の定期点検項目に追加されるなど、不正改造の防止とともに、確実な点検整備の実施を徹底して行く必要がある。

また、近年、大型トラック(車両総重量8トン以上)の車輪脱落事故が急増しており、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、全国的に「トラック運送業界における点検整備推進運動」を展開する。

2.実施期間

令和3年9月1日(水)から10月31日(日)までの2か月間

3.実施項目

- (1)保有する全ての大型貨物自動車について、法定点検時期の有無に係わらずに一回以上、ホイール・ナットの緩みの重点点検を実施
- (2)事業者による自主点検
黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備
- (3)「DPF(黒煙除去フィルタ)等の後処理装置付き車の正しい使用方法に関する啓発」
確実な定期点検の実施、DPFに堆積したアッシュ(灰分)の定期的な点検・清掃、低硫黄軽油(S10)の使用、メーカー指定のエンジンオイルの使用等、DPF装着車両の正しい使用方法等

※別紙添付の『自主点検結果表(エアクリーナーの点検)』については、11月5日(金)までに回答いただきますようご協力お願いいたします。

11月5日(金)まで

(公社)福島県トラック協会 行き

FAX:024-558-7731

事業者名

令和3年度「自動車点検整備推進運動」

運送事業者による自主点検結果(9月、10月実施分)

	9月	10月
エア・クリーナを清掃した車両数(①)	台	台
エア・クリーナを交換した車両数(②)	台	台
エア・クリーナの清掃、交換の必要がなかった車両数(③)	台	台
点検を実施した車両総数(①+②+③)	台	台